

令和5年度茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務 公募型プロポーザル方式実施要領

1 背景と目的

本業務は、「2050年ゼロカーボン」の実現に向け、本市の課題や目指すべき方向性を明らかにするため、必要な調査や分析、基本的な方針、講ずべき施策の基本方向や地域特性等を定めた、茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。）の改定を支援することを目的とする。

本市では、令和4年度に、2050年までに市内における二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指し、温室効果ガス排出量等の実態調査及び排出量の将来推計分析等を実施し、脱炭素シナリオの作成や、削減目標、再生可能エネルギー最大限導入の可能性についての基礎調査（以下、「基礎調査」という。）を行った。

本業務の遂行に当たっては、基礎調査の結果を反映させ、区域施策編を具体的な行動計画とするため、計画の改定には、地球温暖化対策に係る専門的な知見と全国の先進的な事例も含めた幅広い知見やノウハウを有し、効率的で円滑な業務遂行を図ることが求められる。以上の理由から、公募型プロポーザル方式に基づき業者を選定することとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和5年度茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務
- (2) 業務内容 別紙の「業務基本仕様書」による。
- (3) 発注者 茅野市長 今井 敦
- (4) 履行期間 契約日から令和6年3月29日まで
- (5) 事業費限度額 金 4,906,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 業務仕様及び事業者の選定方法

本業務は、様々な分野に関連する計画であり、また広範囲かつ高度な技術及び長期的な推進を要する業務であるため、業務目的を達するためには当市の仕様を実現する最良のノウハウ、実績とともに施策推進の主体形成に関与しうる実効性の高い者を選定する必要がある。

よって、茅野市プロポーザル方式実施要綱(令和2年茅野市告示第254号)に基づき、公募型プロポーザルにより提案者を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案者（以下、「特定者」という。）を特定することとする。

4 参加者の資格に関する事項

企画提案公募に参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）であり、以下に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は長野県財務規則（昭和42年規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 茅野市の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

規定する暴力団又はその構成員と密接な関係を有するものでないこと。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生又は再生手続きをしていないこと。
- (5) 長野県内に本社又は支店を登記している法人であること。
- (6) 過去 5 年以内に、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の計画改定（または策定）支援または、「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」の策定支援を受託した実績を有した事業者であること。
- (7) 共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。
 - (ア) 共同企業体は 3 者以内で構成されていること。
 - (イ) 共同企業体の代表構成員が申込者であること。
 - (ウ) 共同企業体の構成委員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
 - (エ) 共同企業体の代表構成員については、上記（1）から（5）までの要件を満たし、その他構成員については、上記（1）から（4）までの要件を満たしていること。また、（6）については代表構成員を含む全ての構成員のうち少なくとも 1 社以上が満たしていること。

5 スケジュール（予定）

7 月 3 日（月）～	プロポーザル参加者公募開始
7 月 10 日（月）午後 3 時（必着）	質問受付期限
7 月 12 日（水）	質問回答期限
7 月 19 日（水）午後 3 時（必着）	プロポーザル参加申請書提出期限
7 月 20 日（木）	プロポーザル参加資格結果通知
7 月 27 日（木）午後 3 時（必着）	提案書提出期限
8 月 1 日（火） （開催時間は、提案者に直接連絡）	提案者プレゼンテーション・ヒアリング 審査会
8 月 2 日（水）	審査結果の通知・公表
8 月上旬	業務仕様の決定
8 月上旬	見積書提出
8 月上旬（予定）	契約

6 プロポーザル参加申請書に関する事項

- (1) 交付期間 令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 19 日（水）まで
- (2) 交付場所及び方法 茅野市公式ホームページ上で、プロポーザル参加申請書（様式第 2 号）のデータをダウンロードし、使用すること。
- (3) 提出書類 プロポーザル参加申請書（様式第 2 号）、提案者の概要及び資格要件がわかる資料（会社パンフレット等で、参加者の資格要件が確認できるもの）
- (4) 提出部数 1 部
- (5) 提出期限 令和 5 年 7 月 19 日（水）午後 3 時まで（必着）
- (6) 提出先 〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目 6 番 1 号
茅野市 市民環境部 ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進係
（担当：平澤、宮澤）
電話：0266-72-2101（内線 272） F A X：0266-82-0236

電子メール：zerocarbon@city.chino.lg.jp

- (7) 提出方法 郵送又は持参
※持参による場合の提出時間は、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。
※郵送の場合は、上記担当者に電話連絡すること。
- (8) 参加資格結果通知 7月20日(木)以降に、電子メールまたは郵送で通知する。
- (9) 本参加申請書を提出した者には、提案書作成のために以下の書類を貸与する。
・「令和3年度 茅野市ゼロカーボン戦略策定支援事業」に係る報告書
- (10) 関係書類の貸与期間 7月12日(水)から27日(木)まで
貸与を希望する場合、事前に来庁日を連絡すること。
なお、関係書類は、7月28日(金)までに返却するものとし、書類の複製、写真撮影等を行わないこと。左記の行為が判明した場合、参加資格を取り消すものとする。
- (11) 関係書類の貸与場所 茅野市役所2階 ゼロカーボン推進室
- (12) 関係書類の貸与方法 報告書印刷版を貸与し、データでの貸与は行わない。

7 質問に関する事項

- (1) 質問様式 任意様式
(2) 受付期限 令和5年7月10日(月)午後3時まで(必着)
(3) 提出先 第6項(4)に同じ
(4) 提出方法 電子メール(上記担当者に電話連絡すること。)
(5) 回答方法 茅野市ホームページで公表
(6) 回答期日 令和5年7月12日(水)

8 提案書に関する事項

- (1) 提出書類(A4判の任意様式とし、A3判の折畳み可とする。)

ア 提案書

- ・連絡先(担当者氏名、電話・FAX番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。
- ・業務目的や業務基本仕様書を踏まえ、詳細な仕様について提案すること。
- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用いてわかりやすく明記すること。
- ・枚数の指定はないが、概ね30枚以内とすること。

イ 実施計画及びスケジュール

ウ 業務体制

- ・業務に携わる者の氏名、資格、体制、経験等を記載すること。

エ 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・内訳書を添付すること。

オ 業務実績調書

- ・本業務と同種業務の実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額(業務規模)、業務内容等」を記入すること。ただし、公表できる範囲で構わない。

- (2) 提出部数
9部(正本1部・審査会による選考用8部)
- (3) 提出期限
令和5年7月27日(木)午後3時まで(必着)
- (4) 提出先及び提出方法

第6項(4)(5)に同じ

9 審査に関する事項

(1) 審査方法 別紙の「プロポーザル審査要領」による。

(2) 審査日時 令和5年8月1日(火)

※開催時間は、参加者に直接連絡する。

(3) 審査場所 茅野市役所内

※開催場所の詳細は、参加者に直接連絡する。

(4) 審査結果の公表

ア 特定者への連絡 審査会で特定された後、速やかに電話又は電子メールで連絡する。

イ 審査結果の公表 令和5年8月2日(水)以降に茅野市ホームページで公表する。

(5) 審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面(様式任意)により、その理由の説明を求めることができる。なお、電話による問合せは応じない。

(6) その他

- ・審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。
- ・業務仕様は、審査会で特定された提案内容について市と特定者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。
- ・上記の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の提案者と協議する。

10 参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 公告内容に違反すると認められる場合

(2) 著作権や特許権等の取扱い

- ・著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(3) 提出書類

- ・提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。
- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・提案は1参加者につき1案のみの提出とする。

(4) 辞退

- ・提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 費用負担

- ・参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(6) その他

- ・本プロポーザルに係る提案書類及び審査結果(提案者名、採点結果等)は、すべて公表対象とする。
- ・提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。

11 問合せ先

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市 市民環境部 ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進係
(担当) 平澤、宮澤
電話：0266-72-2101 (内線 272) F A X : 0266-82-0236
電子メール：zerocarbon@city.chino.lg.jp